

いらっしやいませ通信

平成三十年一月三十日号
保護者の皆様へのご案内

今回の通信は、いつもと違ってPCで作っていています。そして、唐突ですが映画の話からお話をさせていただきます……。

みなさんは、尾道三部作とわれる大林宣彦監督の「転校生」と言う作品をご存知でしょうか。尾道の中学校に転校してきた一美は、幼馴染の一夫と再会。しかし、その直後、二人は神社の階段から転げ落ち、そのはずみで二人の心と体が入れ替わってしまう……。その後の二人の姿をコミカルに描いた作品です。

現実には、他人の心と入れ替わってしまうことはありませんが、二人の混乱ぶりは想像できますよね。私も、ただ笑って「転校生」を観ていました。こんな映画を急に思い出したのは、理由があります。

みなさんも、「性的マイノリティ」とか「LGBT」と言う言葉をお聞きになられたことがあるのではないのでしょうか。文部科学省も、「性的な違和感」を感じている子どもたちへの配慮をするように学校に求めています。

多くの人が、自分が男だとか、女だとか、何の抵抗もなく受け入れていきます。自分が男とか女とか分かり切っています。

しかし、その一方で、男だけど男の人が好きであったり、体は男だけど心は女であったり、あるいは、自分が男なのか女なのか、分からない

かったりする人がいます。統計的に一割程度、日本人のA B型の人、左利きの人と同じくらいの割合だそうです。ただ、A B型とか左利きと違い、時には差別や偏見にさらされるデリケートなことだけに、見えにくくなっているのは間違えありません。なぜなら、A B型の人や左利きの人は何人も知っていますが、「性的マイノリティ」「LGBT」と言われる人は、ほとんど知りませんから。そこで、多様性を認め、誰もが幸せに暮らせる社会にするために、新しい学習に取り組みます。

ある研修会で私は、ローズさんと出会いました。男性ですが女性の心を持っている方です。ローズさんは、五十歳を過ぎて自分の本当の性に気付いたと言います。突然気付いたのか、じわりじわりと気付いたのかを詳しくお聞きしていませんが、「転校生」の神社の階段で転げ落ちたのと同じような心入れ替わりが起こったのです。

「自分は何か違う。」と感じる人がいても、感じない人には、その人が困っていることに気付きにくい状況にあります。

しかし、その違和感については、想像できるのではないのでしょうか。正しい表現ではないかもしれませんが、次のような状況が考えられます。

- ① 私は男だと思っていた。
- ② 突然、自分は男ではないと感じ始めた。
- すると……、
- 男子トイレに入るのに抵抗を感じ
- 旅行で男子と一緒にの部屋が嫌な感じがする。
- 男子の視線が気になる。

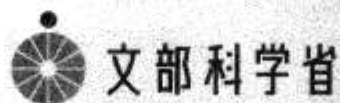
- 旅行で男湯に入れない。
- 化粧をしないと外に出られない。
- 服装が気になる。ズボンよりスカート。
- 呼び名を変えてほしい。
- 書類の性別の欄で、男女のどちらに印を付けるのか迷う。等々
- 多くの人たちは何とも思わないことに、日々悩んでいるのです。

また、日常生活する上で、男女と言った性が大きく関わっていることに改めて気付かされます。トイレや服装、男女別名簿、そして多くのスポーツが男女別々なように……。

全ての人が安心して暮らせる社会を創る一人として、「性的マイノリティ」「LGBT」の学習を進めます。まず、私が出会ったローズさんをお招きして、中・高学年の子どもたちと一緒にお話を聞かせていただきます。詳細は後日お知らせしますが、保護者の方にも参加していただきたいと考えています。詳細は後日お知らせいたします。ご都合のつく保護者の皆様は、是非ご参加ください。また、この学習に関するご意見やご質問等もお聞かせいただけたら幸いです。

※裏面には文科省のリーフレットから一部を資料としてご紹介いたします。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)



文部科学省

はじめに

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては社会生活上様々な課題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「法」という。)が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」*(平成24年8月28日閣議決定)を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)

通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられてきました。

このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。

*「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)においては、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」とされています。

